

防犯灯管理組合設置基準

(目的)

第1条 この基準は、五條市防犯灯設置補助金交付要綱（令和4年4月五條市告示第225号。以下「要綱」という。）第1条に規定する防犯灯管理組合（以下「組合」という。）の組織の基準及び手続を定めることにより、要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付対象を明確にし、もって自治会がない地域（高齢化等により自治会が解散した地域を含む。）における夜間の犯罪を防止し、地域内の安全を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 組合は、防犯灯の設置、管理、撤去等を目的として組織された団体（営利を目的とするものを除く。）であって、自治会以外のものとする。

(届出)

第3条 補助金の交付を申請しようとする組合は、当該組合を組織した旨を防犯灯管理組合結成届出書（様式第1号）に、防犯灯管理組合区域図（当該組合の区域を示す図面をいう。）を添えて市長に届け出なければならない。

2 組合は前項の規定により届け出た内容に変更が生じたときは、防犯灯管理組合変更届出書（様式第2号）により、市長に届け出なければならない。

(交付申請)

第4条 前条の規定による届出を行った組合は、要綱の定めるところにより、補助金の交付を申請することができる。

附 則

この基準は、令和6年11月1日から施行する。